

公益社団法人 日本軽種馬協会

種牡馬配合・種付規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、わが国の競走馬の資質向上と軽種馬生産経営の安定に資するため、公益社団法人日本軽種馬協会（以下「協会」という。）が行う種付事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(種牡馬管理配合委員会)

第2条 種牡馬管理配合委員会（以下「委員会」という。）は、協会が供用する種牡馬（以下「種牡馬」という。）配合、種付料及び種付条件に関することについて検討を行う。

第2章 配合

(配合対象牝馬の条件)

第3条 配合対象牝馬は、3歳以上で体型資質、競走成績、産駒成績及び血統の優秀な軽種馬の牝馬並びに種付権利無償贈呈による配合申込牝馬とする。

- 2 繁殖成績不良馬及び老齢馬は、原則として配合対象牝馬としない。
- 3 配合申込時に、第16条第2項（1）及び（2）に規定する種付料及び遅延損害金の支払いが完了していない者が飼養する牝馬及び所有する牝馬は、配合対象としない。

ただし、牝馬の飼養者が、第16条第2項（1）及び（2）に規定する種付料及び遅延損害金の支払いが完了していない場合であっても、牝馬の所有者が、第16条第2項（1）及び（2）の種付料及び遅延損害金の支払いが完了している場合はこの限りではない。
- 4 配合申込時に、第19条第2項に規定する種付料及び遅延損害金の支払いが完了していない者が飼養する牝馬及び所有する牝馬は、配合対象としない。

ただし、牝馬の飼養者が、第19条第2項の種付料及び遅延損害金の支払いが完了していない場合であっても、牝馬の所有者が、第19条第2項の種付料及び遅延損害金の支払いが完了している場合はこの限りではない。

- 5 配合申込時に、第14条(3)の4)に規定する報告書を提出していない者が飼養する牝馬及び所有する牝馬は、配合対象としない。

ただし、牝馬の飼養者が、第14条(3)の4)の別紙様式第9号「受胎報告書」または別紙様式第10号「不受胎報告書」の提出が完了していない場合であっても、牝馬の所有者が、第14条(3)の4)の別紙様式第9号「受胎報告書」または別紙様式第10号「不受胎報告書」の提出が完了している場合はこの限りではない。

(配合業務)

第4条 配合適格馬を選定する業務を配合業務という。

(種牡馬の配置)

第5条 種牡馬は、原則として協会が運営する種馬場に配置する。

(配合頭数)

第6条 種牡馬の配合頭数は、年齢等を勘案し設定する。

(配合要領)

第7条 会長は、委員会からの報告をとりまとめ、種牡馬の配置、配合頭数、種付料等について理事会に諮ったうえで、配合要領を決定し公表する。

(配合申込)

第8条 配合を希望する牝馬の所有者は、別紙様式第1号「配合申込書」を配合要領に定める申込期間内に会長に提出するものとする。

(配合の公表)

第9条 配合申込頭数が配合頭数を超えた場合、委員会は会長が別に定める「配合適格馬選定基準」により配合業務を実施し、その結果を会長に報告する。なお、配合業務に際し、書類審査に加え必要な場合は実馬検査等を実施する。

- 2 会長は、配合申込内容及び委員会からの配合業務等に関する報告を取りまとめ、配合牝馬及び配合に余裕のある種牡馬を決定し公表する。

(配合変更)

第10条 配合牝馬の公表後は、本条第2項から第5項及び第11条に規定する場合を除き配合変更を行わない。

2 種牡馬が死亡又は疾病のため種付に供用できない場合は、他の配合に余裕のある種牡馬に配合変更を行う。なお、配合変更に伴う代替種牡馬の選定及び配合申込が超過した場合の配合業務は種牡馬管理配合委員会規程第10条に規定する配合小委員会（以下「配合小委員会」という。）が行うことがある。

3 配合牝馬又は第14条(3)に規定するフリーリターン特約によるフリーリターン牝馬の死亡もしくはやむを得ない事由により配合変更を希望する場合は、同一所有者の他の牝馬に配合変更を行うことができる。牝馬の配合変更は、別紙様式第2号「**配合牝馬変更申請書**」を会長に提出して行うものとする。

4 第14条(3)に規定するフリーリターン特約によるフリーリターン牝馬は、配合要領に定める申込期間内にフリーリターン種牡馬以外の他の配合に余裕のある同条件の種牡馬に配合変更を行うことができる。種牡馬を変更する場合は、別紙様式第3号「**フリーリターン種牡馬変更申請書**」を会長に提出して行うものとする。

5 配合牝馬の種付日において、種馬場長が種牡馬の種付が当日の可能頭数を越えたと判断した場合は、他の配合に余裕のある種牡馬に配合変更を行うことができる。
種牡馬の配合変更は、種付を行う配合牝馬の別紙様式第1号「**配合申込書**」に変更事項を追記して会長に提出して行うものとする。

(配合頭数等の変更)

第11条 配合小委員会は、種牡馬に余裕があると判断した場合は、配合頭数を変更することができる。

2 配合頭数を変更した種牡馬への配合申込が超過した場合の配合業務は、配合小委員会が行う。

3 配合牝馬が種付を取り止める場合は、その配合の補充は配合小委員会が行う。

(配合の追加申込)

第12条 第9条の規定により公表された配合に余裕のある種牡馬は、配合要領に定め

た配合頭数に達するまで、随時、配合の追加申込を受付けることができる。

- 2 配合の追加申込を行う牝馬の所有者は、種付を行う日までに種牡馬が配置されている種馬場の種馬場長へ別紙様式第1号「配合申込書」を提出するものとする。

(配合牝馬の所有者等変更)

- 第13条 配合牝馬が公表されたあとに、所有者の変更がある場合は別紙様式第4号「配合牝馬所有者変更届」を、飼養者の変更がある場合は別紙様式第5号「配合牝馬飼養者変更届」を、会長に提出して行うものとする。

第3章 種付料及び種付条件

(特約)

- 第14条 種付料に関して、以下の特約を設ける。

(1) 不受胎時種付料返還特約

不受胎時種付料返還特約とは、不受胎時種付料返還特約付きの種付条件で種付を受けた牝馬が種付年の9月30日現在不受胎で、別紙様式第6号「不受胎時種付料返還申請書」を提出した場合に、種付料を返還することをいう。

(2) 流死産時又は産駒死亡(生後30日以内)種付料返還特約

流死産時又は産駒死亡(生後30日以内)種付料返還特約とは、流死産時又は産駒死亡(生後30日以内)種付料返還特約の種付条件で種付を受けた牝馬が種付年の10月1日以降に流産、死産又は産駒が生後30日以内の産駒が死亡し、別紙様式第7号「種付料返還申請書」を提出した場合に、種付料を返還することをいう。

(3) フリーリターン特約

- 1) フリーリターン特約とは、フリーリターン特約付きの種付条件で種付を受けた牝馬が種付年の11月1日以降に流産若しくは死産、又はその種付による産駒が生後30日以内に死亡した場合に、種付の翌年に限り同じ牝馬(以下「フリーリターン牝馬」という。)が同一種牡馬(以下「フリーリターン種牡馬」という。)の種付を無償で受けることができることをいう。

- 2) フリーリターン特約の適用申請は、別紙様式第8号「フリーリターン適用申請書」を会長に提出して行うものとする。
- 3) フリーリターン牝馬の所有者に変更があった場合、フリーリターン特約の権利は新しい所有者に移譲される。
- 4) フリーリターン特約付きの種付条件で種付を受けた牝馬の所有者は、当該牝馬が9月30日現在で受胎の場合は別紙様式第9号「受胎報告書」を、不受胎の場合は別紙様式第10号「不受胎報告書」を種付年の10月15日までに会長に提出するものとする。なお、別紙様式第6号「不受胎時種付料返還申請書」を提出したものは、この限りではない。

ただし、上記期日までに、別紙様式第9号「受胎報告書」の報告がないものは、受胎していると思なす。

(種付条件)

第15条 フリーリターン特約及び種付権利無償贈呈による配合牝馬を除き、種付を受けようとする牝馬の所有者は、次のB-2とCのいずれかの種付条件を選択しなければならない。

B-2 「基本契約：不受胎時種付料返還特約、流死産時及び産駒死亡時（生後30日以内）種付料返還特約付き」

種付料支払期限は種付年の4月30日又は第1回種付日のいずれか遅い日まで

種付年の9月30日現在不受胎の場合は種付料を返還する。

種付年の10月1日以降に流産、死産又はその種付による産駒が生後30日以内に死亡した場合は種付料を返還する。

C 「受胎条件：フリーリターン特約付き、10月31日期限払い」

種付料支払期限は種付年の10月31日。ただし、種付年の9月30日現在で不受胎の場合は支払義務はなし。

フリーリターン特約は 第14条 (3) 1) を適用する。

(種付料の支払及び未払時の措置)

第16条 フリーリターン牝馬及び種付権利無償贈呈による配合牝馬を除き、種付を受けようとする牝馬の所有者は、配合要領により、種付料を種付料支払期限まで

に支払わなければならない。但し、種付料支払期限が金融機関の休業日に当たるときは、種付料支払期限をその休業日後の最初の営業日とする。

2 種付料が支払期日までに支払われない場合は、以下の措置を行う。

(1) 種付条件 B-2 で配合を申込み、種付後当該支払期限までに種付料が支払われない場合

種付料支払期限の翌日から種付料に遅延損害金を加算し請求する。

(2) 種付条件 C で配合を申込み、種付後受胎し種付料支払期限（10月31日）までに種付料が支払われない場合種付料に遅延損害金を加算し請求する。また種付料と遅延損害金の支払いが完了するまで、フリーリターン特約は付帯しない。

(種付料の返還)

第17条 種馬場長が、種牡馬の死亡、疾病、その他やむを得ない事由により当該種牡馬をその後の種付に供用することができないと判断し、かつ、種付を受けた牝馬が不受胎で配合変更を行わない場合に、当該牝馬の所有者から別紙様式第6号「不受胎時種付料返還申請書」の提出があったときは、協会は既に支払いのあった種付料を速やかに返還する。

2 第14条(1)に規定する不受胎時種付料返還の申請は、別紙様式第6号「不受胎時種付料返還申請書」を、種付年の10月15日までに会長に提出して行うものとする。

別紙様式第6号「不受胎時種付料返還申請書」の提出があったときは、協会は種付料を速やかに返還する。

3 第15条 B-2 に規定する特約を有する種付条件において、配合要領の配置表に示す種牡馬については種付した牝馬が種付年の10月1日以降に流産、死産又はその種付による産駒が生後30日以内に死亡した場合に、別紙様式第7号「種付料返還申請書」の提出があったときは、協会は既に支払いのあった種付料を速やかに返還する。

4 種付料を種付前にあらかじめ納入し、種付しなかった場合の種付料返還の申請は、別紙様式第14号「種付料返還申請書」を会長に提出して行うものとする。

別紙様式第14号「種付料返還申請書」の提出があったときは、協会は種付料を速やかに返還するとともに別紙様式第15号「種付料返還通知書」で通知する。

(配合変更による種付料差額の処理)

第18条 第10条第4項に規定する種牡馬の配合変更を行ったときの種付料は、新たに選択した種牡馬の種付条件 **B2** の金額とする。なお、種付条件 **B2** が無い時は種付条件Cの金額とする。

新たに選択した種牡馬の種付料が前年に支払った種付料より高額になるときは、変更後第1回の種付までにその差額を支払わなければならない。なお、低額になるときは、差額は返還しない。

- 2 第10条第2項及び第5項により、種牡馬の配合変更を行う場合において、新たに選択した種付条件による種付料と既に支払った種付料との間に差額が生じ、新たに選択した種付条件による種付料が高額になるときは種付条件に定める種付料支払期限までにその差額を支払わなければならない。また、低額になるときは差額を速やかに返還する。
- 3 種付料の差額の支払は別紙様式第11号「種付料差額支払書」をもって行い、差額の返還は別紙様式第12号「種付料差額返還通知書」をもって行う。

(妊娠鑑定に過誤があった場合の措置)

第19条 別紙様式第6号「不受胎時種付料返還申請書」、別紙様式第10号「不受胎報告書」又は別紙様式第9号「受胎報告書」に規定する妊娠鑑定に過誤があった場合は、当該牝馬の所有者は速やかに別紙様式第13号「受胎・不受胎訂正報告書」を会長に提出するものとする。

- 2 別紙様式第6号「不受胎時種付料返還申請書」又は別紙様式第10号「不受胎報告書」に規定する妊娠鑑定に過誤があった場合は、協会は種付料及び遅延損害金を請求する。また、種付料及び遅延損害金の支払いが完了するまで、フリーリターン特約は付帯しない。

第4章 種 付

(種付期間)

第20条 種付期間は原則として、2月10日から6月30日までとする。

(種付牝馬の確認)

第21条 種付を受けようとする牝馬の飼養者は、種付に際しては繁殖登録証明書又は

血統登録証明書もしくはその写とその他協会が指定する伝染病の検査証明書を種馬場長に提示して実馬の確認を受けるものとする。

(種付拒否)

第22条 種馬場長は、次の各号の一に該当する場合には、種付を拒むことができる。

- ① 配合牝馬に悪性の疾病又は悪癖がある場合
- ② 配合牝馬の発育又は栄養が甚しく不良な場合
- ③ 配合牝馬の飼養地及びその附近又はひき付けの際通過する地方に監視伝染病が発生又は流行している場合
- ④ 種牡馬又は配合牝馬の疾病、その他やむを得ない事由により種付に供用することが適当でないとした場合
- ⑤ 種付を受けようとする牝馬の飼養者が別紙様式第1号「配合申込書」又は別紙様式第2号「配合牝馬変更申込書」を提出しない場合
- ⑥ 種付を受けようとする牝馬の関係者が種付実施に関し関係職員の指示に従わない場合

(種付の辞退)

第23条 配合牝馬が都合により種付を辞退する場合は、当該牝馬の飼養者は速やかに会長に届け出るものとする。

(事故の場合の賠償責任)

第24条 種付に際して種牡馬又は牝馬に事故が発生した場合で当該事故が故意又は重大な過失に基づくときは、事故を惹起した者にその損害の賠償を請求することがある。

第5章 雑 則

(細 則)

第25条 本規程の実施に必要な細則は会長が別に定める。

(規程の改廃)

第26条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則 この規程は、昭和59年10月22日から実施する。

附 則 この規程は、昭和61年10月31日から実施する。

附 則 この規程は、昭和63年10月13日から実施する。

- 附 則 この規程は、平成 2 年 10 月 12 日から実施する。
- 附 則 この規程は、平成 4 年 12 月 28 日から実施する。
- 附 則 この規程は、平成 5 年 12 月 9 日から実施する。
- 附 則 この規程は、平成 7 年 3 月 6 日から実施する。
- 附 則 この規程は、平成 7 年 12 月 25 日から実施する。
- 附 則 この規程は、平成 10 年 5 月 7 日から実施する。
- 附 則 この規程は、平成 12 年 12 月 5 日に改正し、第 4 条を除き同日から適用し、第 4 条については平成 13 年 1 月 1 日から適用する。
- 附 則 この規程は平成14年2月22日に改正し、第6条を除き同年10月1日から適用し、第6条は平成15年1月1日から適用する。
- 附 則 この規程は、平成14年10月4日から実施する。
- 附 則 この規程は、平成15年12月11日から実施する。
- 附 則 この規程は、平成19年10月12日から実施する。
- 附 則 この規程は、平成20年10月24日から実施する。
- 附 則 この規程は、平成21年10月28日から実施する。ただし、第10条第2項及び第4項については平成21年種付によるフリーリターン馬から適用する。
- 附 則 この規程は、平成22年11月4日から実施する。ただし、第15条第3項については、平成22年度種付によるフリーリターン牝馬から適用する。
- 附 則 この規程は、平成23年5月20日に改正し、同年1月1日から適用する。ただし、第11条第2項については、平成22年度種付によるフリーリターン牝馬から適用する。
- 附 則 この規程は、平成 23 年 12 月 5 日から実施する。ただし、第 16 条 2 項 (3) 及び 19 条については平成 23 年種付による牝馬から適用する。
- 附 則 この規程は、公益社団法人日本軽種馬協会設立の登記日から実施する。
(平成 24 年 1 月 4 日)
- 附 則 この規程は、平成 24 年 2 月 24 日から実施する。ただし、第 3 条 (5) については、平成 23 年種付による牝馬から適用する。
- 附 則 この規程は、平成 24 年 10 月 23 日から実施する。
- 附 則 この規程は、平成 24 年 11 月 8 日から実施する。
- 附 則 この規程は、平成 25 年 10 月 18 日から実施する。ただし、第 14 条 4) については、平成 25 年 1 月 1 日から適用する。
- 附 則 この規程は、平成 26 年 10 月 23 日から実施する。
- 附 則 この規程は、平成 28 年 12 月 8 日から実施する。ただし、第 14 条 (1) ～ (3) 1)、第 15 条、第 16 条 2 項、第 17 条 2 項、3 項、第 18 条、第 20 条 については、平成 28 年 10 月 14 日から適用する。